

「投資信託等の運用に関する委員会決議」の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する委員会決議</p> <p>1～2 (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p><u>3</u> (省 略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、令和6年2月15日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものから適用する。ただし、改正前の規定に基づき作成した有価証券届出書を提出したものにおいては、令和7年2月15日までの間は改正前の規定に基づく運営を行うことを妨げない。</p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する委員会決議</p> <p>1～2 (同 左)</p> <p><u>3 規則第11条第2号に規定する自主規制委員会が定める株式は、次に掲げる株式とする。</u> <u>(1) 米国におけるピンク・シート銘柄</u> <u>(2) 米国におけるOTCブリテンボード銘柄</u></p> <p><u>4</u> (同 左)</p>